

留萌市 子ども虐待防止・対応マニュアル



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

令和6年（2024年）6月

留 萌 市

はじめに

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、その発生を予防するとともに、早期発見と早期支援により、子どもを虐待から守ることは、社会全体の責任です。

平成１６年に「児童福祉法」及び「児童虐待の防止に関する法律」の改正により、市町村が児童虐待の通告先の一つとして位置づけられるとともに、子どもに関する様々な相談に応じることが市町村業務として明確に規定されました。

留萌市では平成１８年２月に留萌市子育てサポートネットワーク連絡協議会（平成２８年２月から留萌市要保護児童対策地域協議会）を設置し、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応において、関係機関が相互に連携・協力しつつ、それぞれが担うべき役割を果たし、一体となって子ども虐待防止に取り組んでいるところです。

また、平成２３年８月には「るもいの子ども虐待対応マニュアル～地域で子どもを守る！！～」を作成し、活用してきたところですが、国の法改正や全国で起こる痛ましい児童虐待事例を受け、市民及び関係機関が、虐待の発見から通告まで迷うことなく対応できるよう、今般、新たに「留萌市子ども虐待防止・対応マニュアル」を作成いたしました。

すべての子どもたちが、その人権を尊重され、安心・安全に暮らせる地域の実現に向け、このマニュアルを日頃から子どもやその家庭に関わる関係機関の皆様にご活用いただき、子ども虐待への理解を深めていただくと共に、虐待の予防から早期発見・早期対応にご協力いただきますようお願い申し上げます。

目 次

第1章 子ども虐待に関する基礎知識

1	子ども虐待とは何か	1
2	子ども虐待の種類	1
3	「しつけ」と「虐待」のちがい	2
4	「しつけ」と「体罰」の関係	3
5	「宗教の信仰等」と「虐待」の関係	4
6	ヤングケアラーについて	6

第2章 子ども虐待の発生とその予防

1	虐待が起きる背景（要因）	7
2	虐待が及ぼす子どもへの影響	8
3	虐待の予防	9

第3章 子ども虐待の早期発見と通告

1	早期発見のポイント	10
2	職務上の発見	11
3	関係機関での早期発見と初期対応	11
4	通告の義務	16

第4章 子ども虐待相談から支援までの流れ

1	重症度・緊急度の判断基準	20
2	緊急度アセスメントシート	22

第5章 留萌市の子ども虐待ネットワークのしくみ

1	要保護児童対策地域協議会とは	25
2	虐待に関する相談・通告先	26

資料編

資料1	「早期発見のためのチェックリスト」	27
資料2	「要保護児童対策地域協議会設置要綱」	31
資料3	「特定妊婦・要支援児童等判断のためのチェックリスト」	35
資料4	「子ども虐待相談・通告受付票」	40
資料5	「ケース進行管理票」	42

第1章 子ども虐待に関する基礎知識

1 子ども虐待とは何か

子ども虐待は、保護者（親または親にかわる養育者）が18歳未満の子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長・発達をそこなう行為であり、虐待は子どもの基本的人権を侵害するものです。

2 子ども虐待の種類

虐待は、一般的に次のような4つのタイプに分類されます。

（児童虐待防止法 第2条）これらの行為は重複していることがよくあります。

身体的虐待	子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
	◆ 外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、タバコによる火傷 など） ◆ 生命に危険のある暴行（殴る、蹴る、首を絞める、火傷を負わせる、溺れさせる、異物を飲ませる、縛り付けて拘束する、冬に戸外に閉め出す、髪を掴みあげる、頭を強く押さえつける など ◆ 意図的に子どもを病気にさせる、乳幼児揺さぶられ症候群 など
性的虐待	子どもにわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること。
	◆ 子どもへの性交、性的暴行、性的行為を強要する ◆ 性器や性交を見せる ◆ ポルノグラフィーの被写体にする など
ネグレクト （養育の 怠慢・拒否）	子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
	◆ 適切な食事を与えない ◆ 不潔な格好、環境の中で生活させる ◆ 病気になっても病院へ連れて行かない ◆ 子どもの意思に反して登校させない ◆ 乳幼児を家に残したまま外出する ◆ 子どもを遺棄、置き去りにする ◆ 子どもに対する第三者からの虐待を放置する ◆ 虐待行為が行われていても黙認する など

	子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
心理的虐待	◆ 言葉による脅かし、脅迫 ◆ 子どもの自尊心を傷つける言動を発したり、拒否的な態度を示す ◆ 他のきょうだいに比べて著しく差別的な扱いをする ◆ 子どもの目の前で配偶者やその他の家族などに対し暴言・暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス（DV）） など

DV(ドメスティック・バイオレンス)と子ども虐待

子どもの見ている前で配偶者に対する暴力が行われること(面前DV)は、子どもへの心理的虐待にあたります。

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があり、直接の被害を受けていない子どもであっても、慢性的な暴力が存在している家庭で育った子どもたちは、心理的なダメージを受け、正常な発達が阻害されることが科学的に証明されています。

3 「しつけ」と「虐待」のちがい

「しつけ」とは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるよう、子どもをサポートして社会性を育む行為です。また、「虐待」とは、保護者の意図や思いにかかわらず、子どもの健全な成長を阻害する不適切な扱いをいいます。

虐待であるかどうかは、**子どもの立場から判断**します。保護者の考え方や意図とは関係なく、保護者がいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っていても、子どもにとって有害な行為であれば虐待となります。大切なことは「保護者の行為が子どもにとって有益かどうか」です。

4 「しつけ」と「体罰」の関係

日本では「しつけのために子どもを叩くことはやむを得ない」という意識が根強く存在します。そうした「しつけ」の名の下に行われる体罰が、徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も数多く見受けられます。こうしたことを踏まえ、児童福祉法等の改正により、子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月から施行されました。

「しつけ」のためでも、体に何らかの苦痛や不快感を引き起こす行為は「どんなに軽いものでも体罰」となり、法律で禁止されました。

【具体例】

- ◇ 言葉で3回注意したが言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ◇ 大切なものにイタズラしたので長時間正座させた
- ◇ 友達を殴ってケガをさせたので同じように子どもを殴った
- ◇ 他人の物を盗んだのでお尻を叩いた
- ◇ 宿題をしなかったので夕飯を与えなかった
- ◇ 掃除をしないので雑巾を顔に押し付けた など

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があります。

5 「宗教の信仰等」と「虐待」の関係

令和4年12月（厚生労働省子ども家庭局長通知）、「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」が出されました。

背景に宗教等（靈感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をあおるものを含む。）の信仰があったとしても、保護者が児童虐待の定義に該当するものを行った場合には、児童の安全を確保するため、一時保護等の措置を含めた対応を講ずる必要がある、と明記されています。

身体的虐待	◇ 宗教活動へ参加することを体罰により強制する ◇ 宗教的行事に参加している中で、真面目に話を聞いていなかった等の理由で叩く、鞭で打つ ◇ 長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する（※心理的虐待、ネグレクト）
心理的虐待	◇ 長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する（※身体的虐待、ネグレクト） ◇ 言葉や映像、資料により恐怖をあおる・脅す、無視する、嫌がらせする、児童本人の自由な意思決定を阻害する（※ネグレクト） ◇ 交友や結婚の制限のため脅迫や拒否的な態度を示す、友人等を「敵」「サタン」等と称する ◇ 童話、アニメ、漫画、ゲーム等の娯楽を一切禁止する、宗教団体等が認めたもののみに限る ◇ 他者の前で宗教を信仰している旨の宣言を強制する、特定の宗教を信仰していることが客観的に明らかとなる装飾品等を身につけることを強制する ◇ 言葉等により恐怖をあおる等により宗教の布教活動等を強制する ◇ 宗教の布教活動への参加を強制するために脅迫や拒否的な態度を示す、友人等を「サタン」等と称する ◇ 合理的な理由なく、宗教等の教義を理由に高校への就学・進学を認めない（※ネグレクト） ◇ 大学への進学、就学に関し、言葉でおどす等により禁止すること ◇ 児童のアルバイト代、高校・大学等への進学のための奨学金等を取り上げ、本人の意思に反し、明らかに児童の生活等につながらない目的に消費する ◇ 適切な養育や教育機会の確保等を考慮せず、様々な学校行事等に参加することを制限する（※ネグレクト） ◇ 奉仕活動や宣教活動（修練会、セミナー、聖地巡礼等）への参加などにより、児童の養育を著しく怠る ◇ 言葉による脅しや無視する等の拒否的な態度をとる等により進学や就職を制限する
性的虐待	◇ 教育と称し年齢に見合わない性的な表現を含んだ資料を見せる・口頭で伝える ◇ 宗教団体の職員等に対して、自身の性に関する経験等を話すように強制する（※ネグレクト）

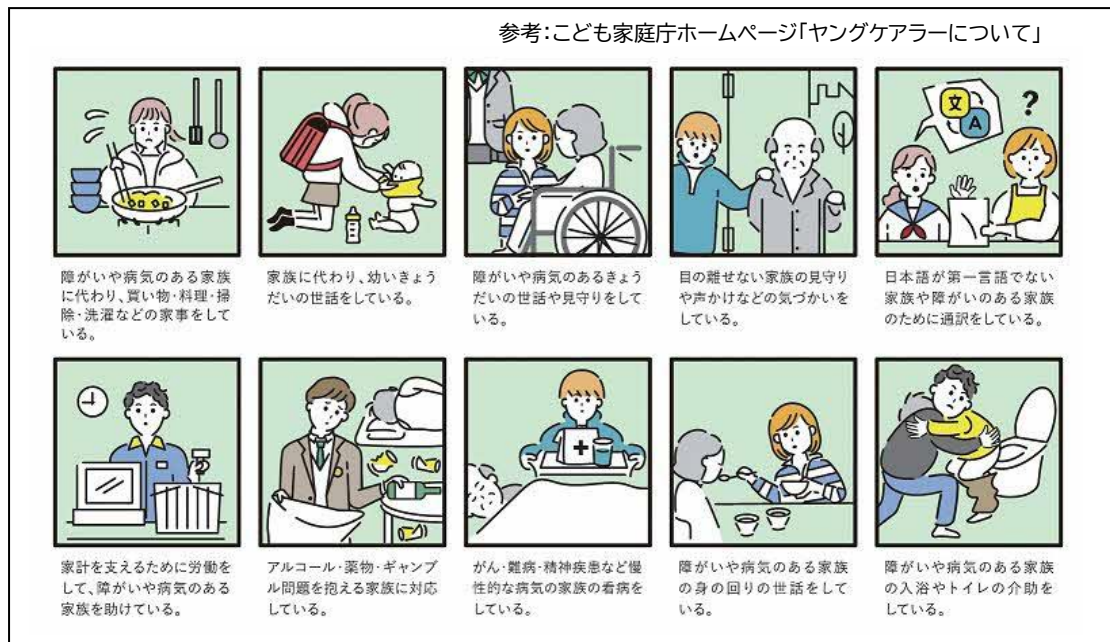
ネ
グ
レ
ク
ト

- ◇ 長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する（※身体的虐待、心理的虐待）
- ◇ 言葉や映像、資料により恐怖をあおる・脅す、無視する、嫌がらせする、児童本人の自由な意思決定を阻害する（※心理的虐待）
- ◇ 社会通念上一般的であると認められる交友を一律に制限し、児童の社会性を損なうこと（※心理的虐待）
- ◇ 社会的相当性を著しく逸脱する行動をとるよう唆す者がある事を認識しながら防止する行動をとらない
- ◇ 宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みにより、適切な住環境・衣服・食事等を提供しない、小・中学校への就学・登校・進学を困難とさせる
- ◇ 合理的な理由なく、宗教等の教義を理由として高校への就学・進学を認めない（※心理的虐待）
- ◇ 医療機関を受診させない、医師が必要と判断した治療行為（輸血等）を行わせない
- ◇ 適切な養育や教育機会の確保等を考慮せず、様々な学校行事等に参加することを制限する（※心理的虐待）
- ◇ 奉仕活動や宣教活動等の活動（修練会、セミナー、聖地巡礼等）への参加のために養育を著しく怠る
- ◇ 宗教団体等の施設内等において暴力行為等を受けていると知りながら、安全確保のための対応を怠る
- ◇ 性被害等により妊娠した女兒や身体的・経済的に母胎の健康を著しく害するおそれのある女兒の人工妊娠中絶に同意しない
- ◇ 宗教団体の職員等に対して、自身の性に関する経験等を話すように強制する（※性的虐待）

6 ヤングケアラーについて

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことです。

責任の負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



上記は一例にすぎず、以下のようなケアをしている場合もヤングケアラーに含まれます。

- ◇ 精神疾患や知的障害、発達障害、疾病や難病等のある親やきょうだいのケアをしている
- ◇ 脳疾患、がんなどの病気のある親や祖父母のケアをしている
- ◇ 依存性のある親に対応する等、**感情面のサポートをしている**
- ◇ きょうだいの学童保育、保育園、放課後等デイサービス等の送り迎えをしている

◆北海道では、令和4年4月に「北海道ケアラー支援条例」が公布されました。その中で、第3条「ヤングケアラーへの支援は、ヤングケアラーの意向を踏まえつつ適切に行われるとともに、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育成され、並びに適切な教育の機会が確保されるよう、行われなければならない。」と定められています。

第2章 子ども虐待の発生とその予防

1 虐待が起きる背景（要因）

虐待は、一つの原因で発生するわけではなく、複数の要因が重なった時に家族関係が不安定になって生じると言われています。

虐待発生のリスク要因を踏まえておくことは、子どもに及ぶ危険性を予測するうえで、非常に重要です。

保護者側の要因	◆ 妊娠そのものを受容することが困難（予期しない妊娠） ◆ 若年の妊娠 ◆ 子どもへの愛着形成が不十分 ◆ 性格が攻撃的・衝動的、あるいはパーソナリティ障害 ◆ マタニティブルーズや産後うつ病等精神的に不安定な状況 ◆ 精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存症、薬物依存 ◆ 保護者自身が虐待を受けて育った場合 ◆ 育児に対する不安（保護者が未熟等）、育児の知識や技術の不足 ◆ 特異な育児観、脅迫的な育児、子どもの発達を無視した過度な要求 など
子どもの要因	◆ 未熟児 ◆ 多胎児 ◆ 発達の遅れ、障害、問題行動をする ◆ 手がかかる子ども ◆ 保護者にとって何らかの「育てにくさ」を持っている子ども など
養育環境の要因	◆ 経済的に不安定な家庭 ◆ 未婚を含む、ひとり親家庭 ◆ 内縁者や同居人のいる家庭 ◆ 子連れの再婚家庭 ◆ 転居を繰り返す家庭 ◆ 保護者の不安定な就労や転職の繰り返し ◆ 夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状態の家庭 ◆ 親子の長期分離歴がある ◆ すでに、きょうだいが施設入所している家庭 など
その他の要因	◆ 妊娠の届出が遅い、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診、乳幼児健診未受診 ◆ 飛び込み出産、医師や助産師の立ち会いがない自宅等での分娩 ◆ きょうだいへの虐待歴 ◆ 関係機関からの支援の拒否 など

2 虐待が及ぼす子どもへの影響

子ども虐待は、子どもの心身に大きな影響を与えます。虐待による子どもへの影響は次のようなものがあります。

身体的影響	◆ 外傷（打撲、火傷、骨折など） ◆ 外から見えない傷（内臓破裂、脳損傷など） ◆ 衛生状態の悪さによる皮膚疾患 ◆ 適切な食事が与えられないことによる栄養障害や低体重、低身長 ◆ 愛情不足やストレスにさらされ続けることによる低体重、低身長（成長ホルモンの減少） ◆ 性的虐待による性感染症、望まぬ妊娠
知的発達面への影響	◆ 落ち着いた学習環境が整わず、知的な発達が十分に得られない ◆ 言葉がけや遊び（知的発達にとって必要なやりとり）がないことによる発達障害 ◆ 年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求による発達障害
心理・行動面への影響	◆ 愛着関係を形成できず、他人との信頼関係が構築できない ◆ 低い自己評価、自己肯定感 ◆ 攻撃的・衝動的な行動など感情のコントロールができない ◆ 落ち着きのない行動を取る（ADHDに似た症状） ◆ 心的外傷後ストレス障害（PTSD） ◆ 記憶障害、解離症状 ◆ 自殺企図、自傷行為 ◆ 非行 など

3 虐待の予防

総合的な虐待予防として、一次、二次、三次という3段階で考えることができます。

【一次予防】

虐待発生前の予防で、子どもの健全育成を推進することや、何らかの不安を抱えている家庭に対して、支援できる仕組みの構築、また、気軽に相談できる体制を整えることが重要です。

【二次予防】

早期発見、早期対応です。虐待によって死亡したり、身体的な障害を持つようになったり、また、精神的な障害や社会的不適応の状態になることも考えられます。虐待の影響を最小限に留め、虐待からの心の傷の回復を図るためには、早期発見、早期対応が重要であることは、言うまでもありません。

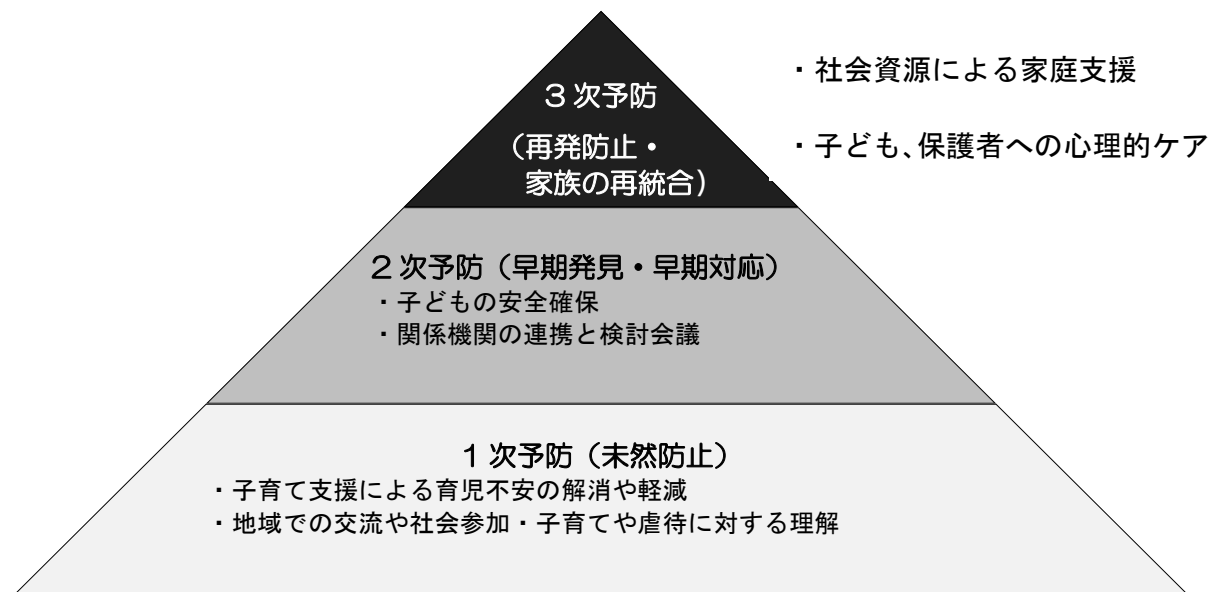
【三次予防】

再発の防止です。

【虐待防止は、地域ぐるみが大切】

- ◇ 家庭という密室で起きるため、外から見つけにくい。
- ◇ 家庭内という私的領域のため、外部からの介入が困難。
- ◇ 当事者が、虐待をしているという意識を持たなかったり、問題として意識していない。
- ◇ 被害者の子どもが声を上げない。
- ◇ 放置すれば、ほとんどの場合、暴力は繰り返されエスカレートする。

子ども虐待予防対策のイメージ



第3章 子ども虐待の早期発見と通告

子ども虐待は、家庭という密室で行われるため、発見されにくいという特徴があります。また、子どもや保護者自らが周りに支援を求めるケースは決して多くありません。

子ども虐待は未然に防ぐことが第一ですが、それが困難な場合はできる限り早期に発見し、対応することが重要です。

1 早期発見のポイント

- ◆ 虐待は、「いつでも」・「どこでも」・「どんな人でも」
- ◆ 「何か変だな？」と思ったら、虐待を疑う
- ◆ 虐待は「シロかクロか」ではない
- ◆ 「そんなはずはない」と思っても一度は疑ってみる
- ◆ 発見の瞬間から援助は始まる

子どもを虐待から守るための5か条

- ① 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）〔 **通告は義務＝権利** 〕
- ② 「しつけのつもり…」は言い訳〔 **子どもの立場で判断** 〕
- ③ ひとりで抱え込まない〔 **あなたのできることから即実行** 〕
- ④ 親の立場より子どもの立場〔 **子どもの命が最優先** 〕
- ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こり得る〔 **特別なことではない** 〕

起きてしまった虐待は、出来るだけ早く発見し、対応することが求められます。

虐待を早期に発見するためには、危険を知らせるサインを見逃さず受け止めることが重要です。

しかし、虐待を受けている子どもから出されるSOSのサインは、時には弱く、間接的であったりするので、見落としがちです。それぞれの立場で、「早期発見のためのチェックリスト」（P27～30）などを活用し、注意すべき項目や複数の項目にチェックがある場合には、虐待の可能性があるかと疑ってみることが必要です。

2 職務上の発見

職務上、子ども虐待を発見しやすい立場にある者は、**発見に努めなければならない**ことが法律で定められています。

【児童虐待防止法第5条(児童虐待の早期発見等)】

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

発見が遅れることが、子どもにとって最悪の結果となる恐れもあります。

疑いを持ったら、子どもや保護者の状況等についての情報収集や確認、周囲の人への相談・通告・通報など、まず行動を起こすことが重要です。

職務上、家庭や地域から相談を受けることがあると思いますが、その場合にも、迅速な行動が必要です。

3 関係機関での早期発見と初期対応

子どもに関わる機関・職種は、たくさんあります。

地域に根付いたものから、専門的に関わるものなど様々であり、それぞれの役割や分野に応じ、活躍する場面は異なります。

同じ子どもを見ていても、職種によって子どもあるいは家族を見る観点や切り口は異なりますが、虐待発見のきっかけとなる情報についても、同様のことが言えます。

子どもに携わるいろいろな機関において、どのような情報が、虐待のサインとして考えられるのか、参考として記述します。

初期対応における共通点

【虐待かなと思ったら？】

虐待が疑われるような子どもや家庭を発見した場合には、現在ある情報を整理して、「重症度、緊急度の判断基準」(P20)などを参考にし、状況がかなりひどく、ただちに対応することが必要と思われるときは、すぐに、留萌市子育て支援課又は旭川児童相談所に通告してください。

また、緊急性が低い場合は、相談(通報)された情報をもとに、留萌市子育て支援課を中心とした情報収集・関係者会議など、虐待の事実確認及び関わり方について、相談しながら進めます。

【保育園、幼稚園、学校、児童センター等の場合】

登園（登校）してくる子どもの言動等から日々の状況・変化を把握しやすい場所であり、虐待やその疑いを発見する可能性があります。

子どもは、言語表現以外にも、いろいろな形でサインを出しています。

睡眠・遊び・食事などの行動を通して、子どもの変化やサインを読み取るようにしてください。

【初期対応】

- ◇ チェックリスト（P 27・28）を参考にしながら、虐待の早期発見に努める。
- ◇ 日々の子どもの言動や状況を観察し、事実関係はできるだけ細かく記録に残す。
- ◇ 保護者などからの相談に積極的に応じる。
- ◇ 地域住民などから相談を受けた際は、通告者の秘密は守られることを伝える。
- ◇ 不明な場合は、面談や訪問等により情報収集に努める。
- ◇ 虐待の疑いを持った場合は、職員間で情報交換を行う。
- ◇ 必要に応じて会議などを開催し、緊急度や対応について検討する。
- ◇ 原則、組織としての対応が望ましいが、緊急の場合は担任等の判断により通告する。
- ◇ 通告後も市子育て支援課や児童相談所と連携しながら対応を進める。

【子育て支援活動に関わる方・民生委員などの場合】

地域の中で子どもや保護者に接する機会が多いため、虐待を早期に発見しやすい立場にあります。子どもや保護者の言動や、地域の方々からの情報提供等により、日々状況の把握に努め、子どもの変化・サインに気づいてあげてください。

【初期対応】

- ◇ チェックリスト（P 2 9）を参考にしながら、虐待の早期発見に努める。
- ◇ 子育て支援が必要な家庭に対し相談に応じたり、保健・福祉サービスを適切に利用できるよう情報を提供する。（ただし、安定した人間関係づくりの苦手な保護者に対しては、深入りしすぎないように留意しながら支援する。）
- ◇ 気になる子どもや保護者がいる場合は、注意深く観察し、見守りを続ける。
- ◇ 子どもや保護者などから相談を受けた際は、よく話を聞き、不審な点など、虐待に関する事実があれば記録を残すように努める。
- ◇ 地域住民などから相談を受けた際は、通告者の秘密は守られることを伝える。
- ◇ 虐待の疑いを持った場合は、情報を収集し整理する。
- ◇ 通告後も市子育て支援課や児童相談所と連携しながら対応を進める。

【医療機関の場合】

日々の診療や校医といった機会を活用し、虐待を発見する重要な機関の一つです。

【初期対応】

- ◇ チェックリスト（P30）を参考にしながら、虐待の早期発見に努める。
- ◇ 生命に危険がある場合や重症の場合は、まず入院させて子どもの安全を確保することを検討する。保護者が強引に引き取りを求める場合は、児童福祉法第33条による児童相談所からの一時保護委託として入院を継続することも検討する。
- ◇ 外来診療で対応が可能であっても、在宅では子どもの安全が確保されないと判断される場合は、保護者に入院を勧める等積極的な対応に努める。（虐待への対応は、「診察結果と保護者の説明に矛盾が生じていることを明らかにする」等の医療的アプローチが非常に効果的です。）
- ◇ 診察の際には、保護者の養育上の相談や悩み等に関して助言や指導を行う。
- ◇ 保護者が精神科的疾患を抱えている場合は、親子関係の安定を図るためにも、精神科での治療を勧める。
- ◇ 通告後も市子育て支援課や児童相談所と連携しながら対応を進める。

【児童福祉法 第33条(児童の一時保護)】

児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

【相談機関、その他関係部署の場合】

訪問、相談、手続き、面談等により、子どもとその保護者の生活の状況、変化を把握できるなど、虐待を早期に発見することができます。

また、市民から虐待の相談や通告を受ける可能性があります。

【初期対応】

- ◇ 子育てに対する不安や、困難な状況を抱えているなど、リスクの高い家庭については、関係部局と情報交換するなど、日頃から連携を図る。
- ◇ 虐待の通告があった際には、まず子どもの安全や状況の確認が必要であることから、適切な対応に努めるとともに、必要に応じて家庭訪問や面談を行う。
- ◇ 必要に応じて課内および関係者と情報を共有し、緊急度や対応方法を検討するとともに、要保護児童対策調整機関（市子育て支援課）と個別ケース検討会議の必要性等について協議する。

4 通告の義務

子ども虐待が疑われる場合を含め、そのような子どもを発見したときには、通告することが義務とされています。通告することは守秘義務違反にはあらず、まずは子どもの安全が最優先されることが、法令でも定められています。

相談・通告は、虐待の早期発見や適切な援助につながる大切な行為です。

【虐待通告・相談の際のポイント】

◆ 子どもを心身の危険から守ること

虐待を受けた子どもには生命や身体の危険だけでなく、精神的に深い傷を負う危険もあります。心配な子どもを把握した場合は、まずは連絡・相談してみましょう。

◆ 疑いを大切に

虐待は様々な形で隠されるので、疑いを持ったことを大切にしてください。

◆ 自分で証明する必要はない

虐待を証明することは難しいことです。間違っていたらどうしようと思うことが多いですが、確証を求めているだけでは子どもを守れません。まずは相談や通告などの行動を起こしましょう。きっかけは単なる疑いでも、情報を集めることで確証に近づけることもあります。

◆ 一人で抱え込まない

虐待の対応は難しいものです。虐待を疑ったら、一人で抱え込まず同じ職場の同僚や他の機関と連携をして知恵を出しあいましょう。また、組織として通告する場合は、担当者一人で判断するのではなく、初期の対応から所属組織の管理・監督者を含めて協議し、共通認識を図りながら対応・判断することが重要です。

◆ すべてを他人任せにしない

通告をしたからといって、すべてを他人任せにしているだけでは子どもを救えません。サインを受け取ってくれた人こそが子どもにとって頼みの綱です。関係者で連携をとりながら、力を合わせて子どもを守っていきましょう。

◆ 記録に残す

子ども虐待においては、虐待の疑いを持った時から記録に残すことが大切です。また、記録に残す際には、「事実」と「推測」を切り分けて記載しましょう。また、後で役立つことがありますので、できるだけ写真やビデオなどにも残しましょう。

※性的虐待の場合

性的虐待は、その他の虐待と比べて発見困難なうえに、客観的証拠が少なく、子ども自身が否認することもあります。子どもの心身に深刻なダメージを与えるため、即座に児童相談所の介入が必要です。

性的虐待を受けた子どもへの事実確認には、専門的な技術が必要なため、性的虐待を受けたと思われる子どもを把握した場合は、虐待内容の聞き取りは行わず、すみやかに児童相談所への通告をお願いします。

【通告に関する根拠法令】

【児童虐待防止法 第6条第1項(児童虐待に係る通告)】

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

【児童福祉法 第25条(要保護児童発見者の通告義務)】

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

【児童虐待防止法 第6条第3項(児童虐待に係る通告)】

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

【児童虐待防止法 第 7 条（児童虐待に係る通告）】

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が第 6 条第 1 項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

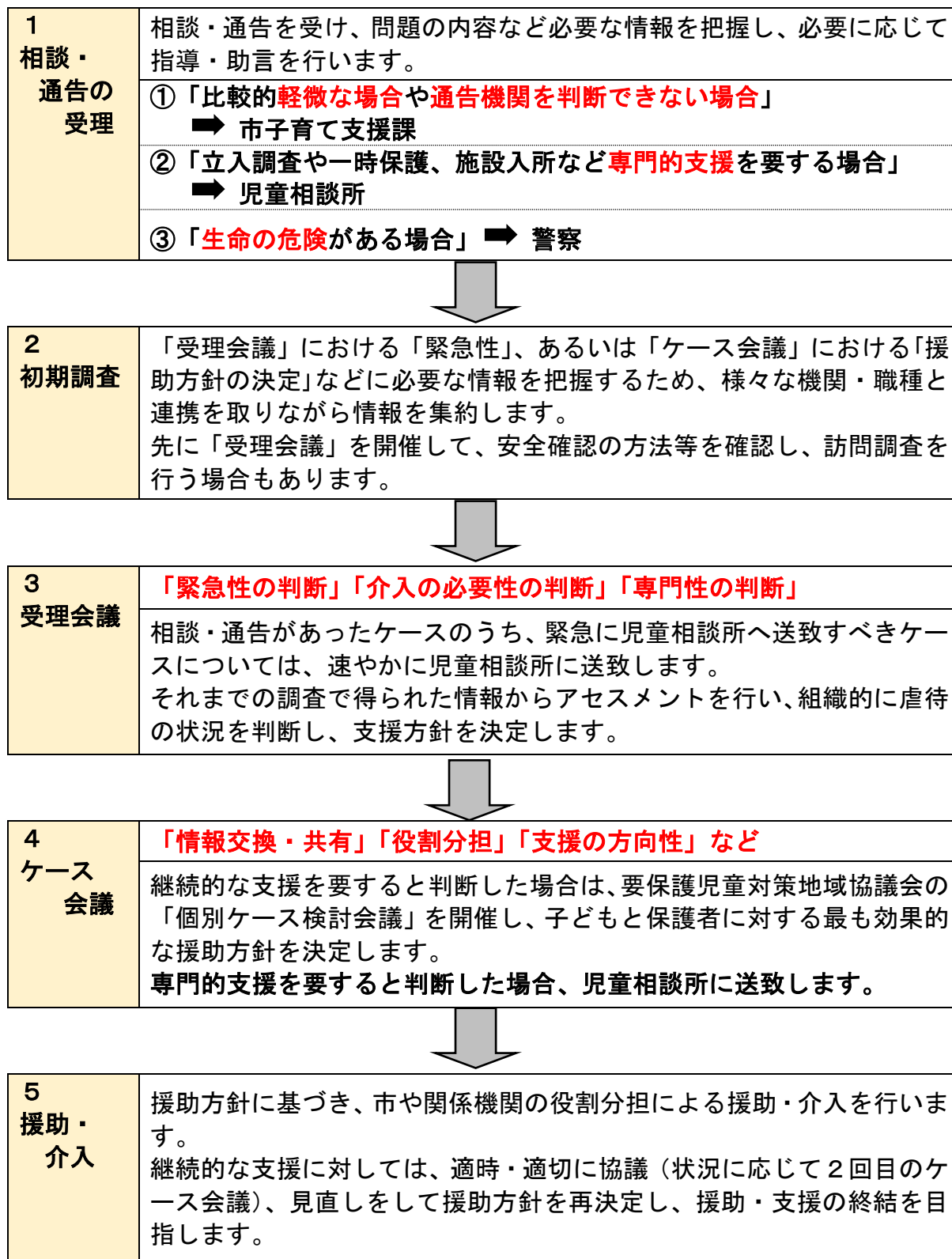
【児童福祉法 第 25 条の 5（個人情報の保持）】

次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 1 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- 2 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- 3 前2号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあった者

第4章 子ども虐待相談から支援までの流れ

基本的には、次のような流れで対応しますが、ケースによっては、2～4までを1つの会議で行うなど、柔軟に対応します。



48時間以内の目視による安全確認・調査

1 重症度・緊急度の判断基準

虐待を発見したときは、次の表を参考に重症度、緊急度の判断をしてください。

【生命の危険性がある】・・・緊急介入を要する状態

1 身体的暴力によって、生命の危険があり得る外傷を受けた（受ける）可能性があるもの

- ① 頭部の外傷の可能性のある暴力
（例：子どもを投げる、頭部を殴る、逆さに落とすなど）
- ② 腹部の外傷をおこす可能性のある暴力
（例：腹部を蹴る、踏みつける、殴るなど）
- ③ 窒息する可能性のある暴力
（例：首を絞める、鼻と口を塞ぐ、水につける、布団蒸しにするなど）

<状況>

- ◆保護者（同居人）が「殺したい」「自分がカーッとなると何をするか怖い」など、自己抑制がきかないことを訴えている
- ◆親子心中、子どもの殺害を考えている
- ◆過去に生命の危険がある虐待歴があるもので、再発の可能性のあるもの

2 ネグレクト（養育の怠慢・拒否）のために死亡する可能性のあるもの

死亡原因としては肺炎、敗血症、脱水症、突然死、事故死などが考えられる

- ① 乳幼児が脱水症、栄養失調のために衰弱している
- ② 乳幼児が感染症や下痢なのに、または重度慢性疾患があるのに医療の受診がなく放置されており、生命の危険がある

【対応策】

これらの状況やその疑いをもったときは、ただちに市子育て支援課や旭川児童相談所に通告してください。

危険を感じる時は緊急介入方法として、警察に通報することも考えられます。
また、医療機関への入院も生命の危険回避に有効な手段として考えられます。

【重度虐待】・・・今すぐには生命の危険はないと考えられたが、現に子どもの健康や成長に重大な影響が生じる可能性があり、緊急介入の必要性の高いもの

1 医療を必要とするほどの外傷があるか、近い過去にあったもの

- ① 乳児や歩行前の幼児で打撲傷がある。骨折、裂傷、目の外傷がある
- ② 熱湯や熱源による広範囲の火傷がある

2 「成長障がい」や「発達障がい」が顕著である

3 生存に必要な食事、衣類、清潔さが与えられていない

4 明らかな、性的行為がある

5 家から出してもらえない（学校にも）、一室に閉じ込められている

6 子どもへのサディスティックな行為がある

【対応策】

市子育て支援課や旭川児童相談所に相談・通告してください。

家族への指導や子どもの保護のために、介入（訪問指導、家族からの一時分離）が必要となります。

【中度虐待】・・・今は入院を要すほどの外傷や栄養障害はないが、長期に見ると、子どもの人格形成に思い問題を残す恐れがあるもの

1 今まで慢性的に、あざや傷痕（タバコの火の跡等）ができるような暴力を受けたり、長期にわたって身体ケアや情緒ケアを受けていない上に、人格形成に問題が残りそうであるもの

2 現在の虐待そのものが軽度であっても、生活環境等の育児条件が極端に不良なため、自然経過で改善がありそうもなく、今後の虐待の増強や人格形成が心配されるもの

3 保護者に慢性の精神疾患等（統合失調症、うつ病、覚醒剤等）があり、子どものケアができない

4 乳幼児を長時間、大人の監護なく家に置いている

【対応策】

市子育て支援課や旭川児童相談所に相談・通告してください。「個別ケース検討会議」を開催します。

誰かの介入がないと、自然経過ではこれ以上の改善が見込まれず、関係機関の継続的な支援が必要となります。

【軽度虐待】・・・実際に子どもへの暴力があり、保護者や周囲の者が虐待と感じている。しかし、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、保護者と子どもの関係には、重篤な病理が見られないもの

- 1 外傷が残るほどではない暴力
- 2 子どもに健康問題を起こすほどでもないが、ネグレクト的である。
(子どもの世話が嫌いで、時々ミルクを与えないなど。)

【対応策】

市子育て支援課に相談・通告してください。状況によっては、「個別ケース検討会議」を開催します。

育児相談等でフォローしたり、保護者に育児ノイローゼがあれば、カウンセリングによる支援及び子育て支援に関する情報提供などが必要になります。

【虐待の危惧あり】・・・暴力やネグレクトの虐待はないが、子どもへの虐待を始めるのではないかと自ら恐れ、心配している様子がある

暴力やネグレクトの虐待はないが、「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」など、子どもへの虐待を心配し、恐れる訴えがある。

【対応策】

市子育て支援課に相談・通告してください。

引き続き、情報収集と情報提供による見守りが必要となります。

状況によっては、「個別ケース検討会議」を開催します。

2 緊急度アセスメントシート

虐待が疑われる場合、当面の判断に必要な情報を優先して把握・整理し、一時保護の可否などを判断します。

(P 23 参照)

緊急度アセスメントシート

子ども氏名 _____

(作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

①当事者が保護を求めている	☐ 子ども自身が保護・救済を求めている ☐ 保護者が、子どもの保護を求めている	
YES		
②当事者の訴える状況が差し迫っている	☐ 確認には至らないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど（きょうだいや同居人等からの性被害疑いも含む） ☐ 保護者からのこのままでは「何をしでかすか分からない」「殺してしまいそう」等の訴え 等	YES
NO		
③すでに虐待により重大な結果が生じている	☐ 性的虐待（性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患） ☐ 致命的な外傷、内臓破裂、頭蓋骨骨折、火傷など ☐ ネグレクト（栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否等）	YES
NO		
④次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い	☐ 乳幼児 ☐ 生命に危険な行為（頭部打撃、顔面攻撃、首絞め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる等） ☐ 性的行為に至らない性的虐待	
YES		
⑤虐待が繰り返される可能性が高い	☐ 新旧混在した傷、入院歴 ☐ 過去の介入（複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴） ☐ 保護者に虐待の認識・自覚なし ☐ 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	YES
NO		
⑥虐待の影響と思われる症状が子どもに出ている	☐ 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安 ☐ 面接場面での様子（無表情、表情が暗い、過度のスキンシップを求める） ☐ 虐待に起因する身体的症状（発育・発達の遅れ、腹痛等）	YES
NO		
⑦保護者に虐待につながるリスク要因がある	☐ 子どもへの拒否的感情・態度 ☐ 精神状態の問題（うつ的、出産ストレス、育児ノイローゼ等） ☐ 性格的問題（衝動的、攻撃的、未熟性） ☐ アルコール・薬物等の問題 ☐ 公的機関等からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない ☐ 家族・同居者間での暴力（DV等）、不和 ☐ 日常的に子どもを守る人がいない	YES
NO		
⑧虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等	☐ 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等（発達の遅れ、障害等） ☐ 子どもの問題行動（攻撃的、盗み、徘徊、自傷行為、嘘をつく等） ☐ 保護者の生育歴（被虐待歴、愛されなかった思い等） ☐ 養育態度・知識の問題（意欲なし、知識不足、期待過剰等） ☐ 家族状況（祖父母等含む保護者の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産、ひとり親等）	YES
NO		

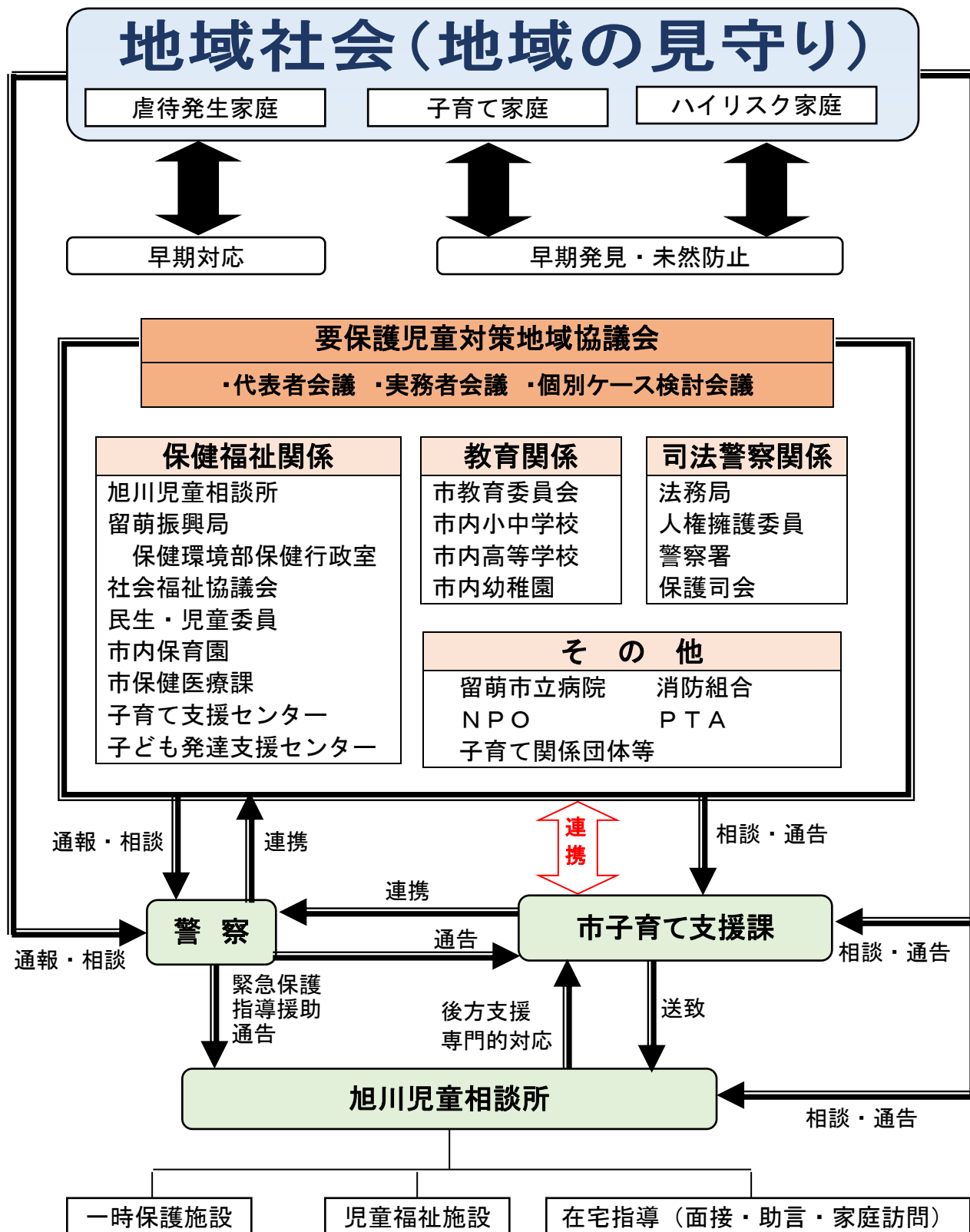
緊急度AA
 分離を前提とした緊急介入
 緊急一時保護を検討

緊急度B
 発生(再発)防止のための緊急支援
 発生前の一時保護を検討

緊急度C
 集中的支援の実施
 集中的な援助場合によっては一時保護を検討

緊急度D
 継続・総合的支援の実施
 継続的・総合的な援助場合によっては一時保護を検討

第5章 留萌市の子ども虐待ネットワークのしくみ



1 要保護児童対策地域協議会とは

要保護児童等の早期発見や適切な保護、支援を図るため、児童福祉法で定められた要保護児童対策協議会を設置し、関係機関・団体が、支援対象の子ども及び保護者等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応しています。参加者には守秘義務（罰則あり）が課せられます。

【支援対象者】

要保護児童	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童
要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く）」とされ、要保護児童より広い範囲で、何らかの支援を必要とする児童
特定妊婦	出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

【要保護児童対策地域協議会調整機関】

市子育て支援課が調整機関となっています。

※要保護児童対策地域協議会へのケース登録は、「特定妊婦・要支援児童等判断のためのチェックリスト」（P 35～P 39）や情報提供を参考に、受理会議等において関係機関との相談により決定します。

関係機関が会議の開催を要請する場合は、調整機関である市子育て支援課へ相談してください。

【児童福祉法 第25条の2(要保護児童対策地域協議会の設置)】

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。

【児童福祉法 第61条の3(守秘義務・罰則)】

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 1 第21条の4の6の規定に違反して、匿名小児慢性特定疾病関連情報の利用に関して知り得た匿名小児慢性特定疾病関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。
- 2 第21条の4の8の規定による命令に違反したとき。

2 虐待に関する相談・通告先

留萌市教育委員会 子育て支援課	留萌市における子ども虐待に関する相談窓口です。 虐待かどうか疑わしい場合の相談も受け付けます。	月曜日～金曜日 8：50～17：20 (土日・祝日及び年末年始を除く) ☎ 0164-42-1808 ※上記以外の時間帯は留萌市役所当直室で受け付けます。 ☎ 0164-42-1801
留萌警察署	子どもの命に関わるような危険な行為を目撃したり、重篤なケガをしている場合等、緊急性が高い場合に連絡してください。	☎ 0164-42-0110
旭川児童相談所	子ども虐待に関する専門機関です。 市町村の児童相談業務への援助、専門的な知識及び技術を必要とする児童に関する相談に応じます。	月曜日～金曜日 8：45～17：30 (土日・祝日及び年末年始を除く) ☎ 0166-23-8195
児童相談所 全国共通ダイヤル	児童虐待かと思ったらすぐに電話ができる、児童相談所全国共通ダイヤルです。(最寄りの児童相談所につながります)	いつでも(24時間・365日)つながります。 ☎ 189 (いちはやく)

【子どもの特徴】

分類 状況	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト
体や身なり・心の様子	☐ 原因がよくわからないケガをしている。 手当てが十分でない。 ☐ 落ち着きがない。 ☐ 過度に緊張し、警戒心が強い。 ☐ 予防接種や健診を受けていない。 ☐ イライラしたり、感情を抑えられなかったりして暴力をふるう。		☐ 破れたり、シミの付いた下着を身に付けたりしている。 ☐ 性器を痛がったり、かゆがったりする。 ☐ 大幅な体重の変化がある。	☐ 衣服や体がいつも不潔。季節にそぐわない服装をしている。 ☐ 入浴を長期間していない。 ☐ 食べ物への執着が強く、必要以上に食べる。あるいは食欲がなさすぎる。 ☐ 身体的な発育が著しく遅れている。 ☐ 表情が乏しく元気がない。
友達との関わり方	☐ 威圧的、攻撃的で乱暴な言葉遣いをする。 ☐ けんかやいじめ、脅しがみられる。		☐ 身体的接触や接近を恐れる。	☐ 友達から食べ物をもらう。
保育者との関わり方	☐ 異常に甘える。 ☐ 虚言が多い。	☐ 職員を試したり、独占しようとする。	☐ 抱かれたり、手をつないだりすることを避ける。	☐ 誰にでもなれなれしい。 ☐ 離れたがらない。
問題行動・その他	☐ 小動物虐待 ☐ 抜毛等の自傷・他害行為	☐ 金銭の持ち出しや盗癖がある。 ☐ 保健室を抜け出す。 ☐ 一旦ハメをはずすとコントロールが効かない。	☐ 異常な性的関心や拒否反応 ☐ 自傷行為	☐ 基本的生活習慣が身に付いていない。 ☐ 理由のない欠席、遅刻、早退が多い。 ☐ 行事の欠席が多い。 ☐ 弁当忘れが多い。
	☐ 夜間に戸外で遅くまで遊んでいる等の行動が多い。 ☐ 何事にもやる気が見られない。			

【保護者の特徴】

- ☐ 子どもへの拒否的な態度や言葉、過度に厳しい養育態度を示す。
- ☐ 子どものケガ等に対し、不自然な状況説明をする。
- ☐ 周囲に相談相手がなく、孤立している。
- ☐ 保護者の気分の変動が激しく、自分の思い通りにならないとすぐに体罰を与える。
- ☐ 子どもに心理的に密着しすぎるか、まったく放任か極端である。
- ☐ 子どもに能力以上のことを過度に要求する。
- ☐ 登園をさせない。（職員との接触を避ける。）

早期発見のためのチェックリスト

～ 学校・児童センター用 ～

【子どもの特徴】

分類 状況	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト
体や身なり・心の様子	☐ 原因がはっきりしないケガをしている。 手当てが十分でない。 ☐ 落ち着きがない。 ☐ 表情が急に暗くなった、乏しい（無表情、笑わない、怯える等）。 ☐ 過度に緊張し、警戒心が強い。 ☐ 授業中、在所中に落ち着きがなくなった。 ☐ 元気がなく、意欲が乏しく、集中できない。 ☐ イライラしたり、感情を抑えられなかったりして暴力をふるう。		☐ 破れたり、シミの付いた下着を身に付けたりしている。 ☐ 性器を痛がったり、かゆがったりする。 ☐ 大幅な体重の変化がある。	☐ 衣服や体がいつも不潔。季節にそぐわない服装をしている。 ☐ 服装が乱れたままになっている。 ☐ 入浴を長期間していない。 ☐ 食べ物への執着が強く、必要以上に食べる。あるいは食欲がなさすぎる。 ☐ 身体的な発育が著しく遅れている。 ☐ 表情が乏しく元気がない。
友達との関わり方	☐ 威圧的、攻撃的で乱暴な言葉遣いをする。 ☐ けんかやいじめ、脅しがみられる。		☐ 身体的接触や接近を恐れる。	☐ 友達から食べ物をもらう。
教師・職員との関わり方	☐ 異常に甘える。 ☐ 虚言が多い。	☐ 職員を試したり、独占しようとする。 ☐ 反抗的な態度をとる。	☐ 抱かれたり、手をつないだりすることを避ける。	☐ 誰にでもなれなれしい。 ☐ 離れたがらない。
問題行動・その他	☐ 小動物虐待 ☐ 抜毛等の自傷・他害行為	☐ 金銭の持ち出しや盗癖がある。 ☐ 教室、保健室等を抜け出す。 ☐ 一旦ハメをはずすとコントロールが効かない。	☐ 異常な性的関心や拒否反応 ☐ 性的逸脱行動（援助交際等による性非行） ☐ 自傷行為	☐ 基本的生活習慣が身に付いていない。 ☐ 理由のない欠席、遅刻、早退が多い。 ☐ 行事の欠席が多い。 ☐ 弁当忘れが多い。
	☐ 家出、夜間に戸外で遅くまで遊んでいる等の行動が多い。 ☐ 何事にもやる気が見られない。 ☐ 成績が急激に低下する。			

【保護者の特徴】

- ☐ 生活や気持ちにゆとりがない。
- ☐ 子どもとの関わりが乏しい。
- ☐ 自分の思い通りにならないと、体罰を加えようとする。
- ☐ 子どもの能力以上のことを無理やり押し付けようとする。
- ☐ 子どもの外傷等を問われた時、不自然な状況説明をする。

【子どもの特徴】

分類 状況	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト
体や身なり・心の様子	☐ 原因がよくわからないケガをしている。 手当てが十分でない。 ☐ 落ち着きがない。 ☐ 過度に緊張し、警戒心が強い。 ☐ 怖がる、怯える、急に態度を変える。		☐ 性器のあたりを痛がったり、かゆがったりする。 ☐ 体重が大幅に変化したように見える。	☐ 衣服や体がいつも不潔。季節にそぐわない服装をしている。 ☐ 食べ物への執着が強い。 ☐ 身体的な発育が著しく遅れている。 ☐ 表情が乏しく元気がない。
保護者との関わり方	☐ 視線を合わせなかったり、態度がおどおどしている。 ☐ 顔を窺っているが、一度離れると全く関心を示さない。 ☐ 離れると表情が晴れやかになる。 ☐ 異常に甘える。離れたがらない。		☐ 抱かれたり、手をつないだりすることを避ける。	
地域などの人との関わり方	☐ 威圧的、攻撃的で乱暴な言葉遣いをする。 ☐ 年齢不相応な言葉を使う。 ☐ 過度に注意を引こうとする。 ☐ 対人関係がうまく作れない。人に嫌われる行動を取る。		☐ 手をつなぐなどの身体的接触や接近を恐れる。	☐ 誰にでもなれなれしい。 ☐ 離れたがらない。 ☐ 過度に注意を引こうとする。 ☐ 対人関係がうまく作れない。人に嫌われる行動を取る。
問題行動・その他	☐ 小動物虐待 ☐ 抜毛等の自傷・他害行為	☐ 金銭の持ち出しや盗癖がある。 ☐ 一旦ハメはずすとコントロールが効かない。	☐ 異常な性的関心や拒否反応 ☐ 自傷行為	☐ 基本的生活習慣が身に付いていない。 ☐ 理由がはっきりしないのに日中から家にいる。
	☐ 何かと理由をつけて家に帰りたがらない。 ☐ 家出、夜間に戸外で遅くまで遊んでいる等の行動が多い。			

【保護者の特徴】

- ☐ 子どもへの健康や安全、快適さへの配慮がなされていない。
- ☐ 極端に偏った教育観、育児観を押し付けたり、体罰をしている。
- ☐ 年齢にそぐわない厳しいしつけをしている。
- ☐ 子どもの養育について拒否的であったり、食事をきちんとさせない等、子どもを放置している。
- ☐ 夫婦関係や経済状態が悪く、生活上のストレスになっている。
- ☐ 身近に困った時の援助者がいない。

【子どもの特徴】

分類 状況	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト
子どもの様子・ 症状・ 疾病状況	☐ 全身 ・多数の小さな出血・打撲 ・不自然な外傷（鈍器、バット、ベルト、ゴルフクラブ等による二重条痕等） ・大人の歯型 ・不自然な火傷や熱傷（煙草、ストーブ、アイロン等） ・絞頸の痕跡、鎖・縄等の縛りによる手足の輪状の痕跡など	☐ 子どもが保護者になつかない。 ☐ 保護者の様子を窺い、怯えている。	☐ 性器・肛門とその周囲の外傷（男児にも起こり得る） ☐ 歩行・座位困難 ☐ 反復性尿路感染症、性病等 ☐ 特に、女兒の妊娠・中絶・出産は、性的虐待との関連を考慮	☐ 全身が不潔 ☐ 全身、特に外陰部の湿疹（垢、オムツかぶれ等） ☐ 低身長（ $-2SD$ 以下）、体重増加不良、栄養障害、脱水症状等
	☐ 骨折 ・新旧混在する骨折 ・多発性骨折 ・乳児の長管骨骨折 ・肋骨骨折（胸部圧迫による） ・捻転骨折（腕をねじり曲げる） など			
	☐ 頭部と眼球 ・頭蓋骨骨折 ・頭蓋内損傷（硬膜外血腫、硬膜下血腫、くも膜下出血、脳挫傷） ・脳震盪、揺さぶられっ子症候群 ・眼球の損傷、前眼房出血、眼底出血（胸部圧迫、乳児の揺さぶられっ子症候群による） ・網膜剥離、水晶体亜脱臼 など			
	☐ 鼻と耳と口 ・鼻骨骨折 ・鼓膜裂傷 ・歯肉・舌の小出血と口唇小帯の微細な裂傷、歯牙の破折 ・長期にわたる虫歯の未治療 など			
	☐ 内臓 ・内臓損傷（内臓出血、内臓破裂等） ・薬毒物中毒 ・溺水、窒息 ・中枢神経障害（新旧の出血性傷害等） ・ストレス性潰瘍 など			
	☐ 精神科的症状 夜尿、遺尿、遺糞、不眠、過度の恐怖、無表情、無感情、無関心、チック・円形脱毛症等の心身症、抑鬱症状、自殺企図 など			

【保護者の特徴】

- ☐ 医師に見せたがらない。症状があってから来院までの経過時間が長い。骨折、火傷等の重篤な疾病の受診が遅れる。
- ☐ 傷の状態と受傷原因が合わない。保護者の説明が曖昧で、つじつまが合わず、話がコロコロ変わる。
- ☐ 輸血、手術等の治療と医師の入院の説得を拒否したり、入院直後に転院や退院を必要以上に強く希望する。
- ☐ 入院中の面接が少なく、面会しても短時間だったり、子どもとの接触を拒んだりする。
- ☐ 子どもの症状や治療方針などの説明に無関心だったり、投薬管理を怠ったりする。
- ☐ 診察室や病室で、普通の親子とは何となく異なった態度である。
- ☐ 医療関係者に対して、反抗的な態度をとったり、被害妄想的な態度をとる。

留萌市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2の規定に基づき、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見及び適切な保護又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、留萌市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(業務)

第3条 協議会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議
- (3) 関係機関等の相互の連携及び協力の推進に関する協議
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(構成及び組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関等で構成する。

2 協議会に会長を置き、会長は子育て支援担当部長をもって充てる。

3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(事務局及び要保護児童調整機関)

第5条 協議会の事務局及び法第25条の2第4項の要保護児童調整機関は、子育て支援担当課とする。

(会議)

第6条 協議会に代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、関係機関等より選出された者で構成し、会長が招集し、主宰する。

2 代表者会議は、協議会の組織及び運営の全般について協議する。

(実務者会議)

第8条 実務者会議は、関係機関等より選出された者で構成し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 児童虐待に関する情報交換に関すること。
- (2) 要保護児童等の実態把握に関すること。
- (3) 支援を行っている事例の総合把握に関すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、要保護児童等の支援に関し必要なこと。

2 実務者会議は、要保護児童対策調整機関の長が必要に応じて招集し、主宰する。

(個別ケース検討会議)

第9条 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等に関する関係機関等の担当者によって構成し、要保護児童対策調整機関の長が招集し、主宰する。

2 要保護児童対策調整機関の長は、協議会の目的を効果的に達成するため必要と認めたときは、前項に規定する者以外の者に対し、構成員としてこの会議に出席を求めて意見を徴することができる。

3 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等に関する具体的な支援等の内容を検討するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 要保護児童等に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。
- (3) 要保護児童等に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びにこれらについての担当者間の認識の共有に関すること。
- (4) 要保護児童等の主たる担当機関及び担当者の決定に関すること。
- (5) 要保護児童等に係る援助及び支援計画の検討に関すること。
- (6) その他個別ケース検討会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(守秘義務)

第10条 別表の協議会を構成する関係機関等の区分に従い、次に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- (2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- (3) その他の者 協議会を構成する者又はその職にあった者

(資料又は情報の提供)

第11条 会議を招集する者は、関係機関等に対し、資料の提出、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は代表者会議で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年2月15日から施行する。
- 2 留萌市子育てサポートネットワーク連絡協議会設置要綱（平成18年2月2日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条、第10条関係）

区 分	関 係 機 関 等 名
国又は地方公共団体の 機関 (法第25条の5 第1号)	旭川地方法務局 留萌支局
	北海道旭川児童相談所
	留萌振興局保健環境部保健行政室
	留萌警察署
	留萌市小中学校 校長会
	留萌高等学校
	留萌市市民健康部社会福祉課
	留萌市市民健康部保健医療課
	留萌市教育委員会教育政策課
	留萌市教育委員会子育て支援課
	留萌市教育委員会子ども発達支援センター
	留萌市立病院
	留萌消防組合 消防本部
法人 (法第25条の5 第2号)	社会福祉法人 留萌市社会福祉協議会
	学校法人萌愛学園 かもめ幼稚園
	学校法人旭川カトリック学園 聖園幼稚園
	社会福祉法人 留萌萌幼会
	NPOおたすけママクラブ
その他の者 (法第25条の5 第3号)	留萌人権擁護委員協議会
	留萌地区保護司会
	留萌市民生・児童委員連絡協議会
	別に会長が指定する者

資料3 「特定妊婦・要支援児童等判断のためのチェックリスト」

出産後の養育について出産前から支援が必要と認められる妊婦(特定妊婦)の様子や状況例

○このシートは、特定妊婦かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。

○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「特定妊婦」に該当する可能性があります。

○支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である留萌市子育て支援課に連絡をしてください。

	☑欄	様子や状況例
妊婦・出産	妊婦等の年齢	18歳未満
		18歳以上～20歳未満かつ夫(パートナー)が20歳未満
		夫(パートナー)が20歳未満
	婚姻状況	ひとり親
		未婚(パートナーがいない)
		ステップファミリー(連れ子がある再婚)
	母子健康手帳の交付	未交付
	妊婦健診の受診状況	初回健診が妊娠中期以降
		定期的に妊婦健診を受けていない(里帰り、転院等の理由を除く)
	妊娠状況	産みたくない。
		産みたいが、育てる自信がない。
		妊娠を継続することへの悩みがある。
		妊娠・中絶を繰り返している。
妊婦の行動・態度等	心身の状態(健康状態)	疾病
		障害(疑いを含む)
		多胎
		妊娠の自覚がない・知識がない。
		出産の準備をしていない。(妊娠36週以降)
		出産後の育児への不安が強い。
	セルフケア	精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない)
		自殺企図、自傷行為の既往がある。
		アルコール依存(過去も含む)がある。
		薬物の使用歴がある。
家族・家庭の状況	虐待歴等	飲酒・喫煙をやめることができない。
		身体障害がある。(身体障害者手帳の有無は問わない)
		妊婦本人に何らかの疾患があっても、適切な治療を受けない。
		妊婦の衣類等が不衛生な状態
	気になる行動	被虐待歴・虐待歴がある。
		過去に心中の未遂がある。
	夫(パートナー)との関係	同じ質問を何度も繰り返す、理解力の不足がある。(療育手帳の有無は問わない)
		突発的な出来事に適切な対処ができない。(パニックをおこす)
		周囲とのコミュニケーションに課題がある。
		DVを受けている。
家族・家庭の状況	出産予定児のきょうだいの状況	夫(パートナー)の協力が得られない。
		夫婦の不和、対立がある。
		きょうだいに対する虐待行為がある。(過去または現在、おそれも含む)
	社会・経済的背景	過去にきょうだいの不審死があった。
		きょうだいに重度の疾病・障害等がある。
		住所が不確定(住民票がない)、転居を繰り返している。
		経済的困窮、妊娠・出産・育児に関する経済的不安
		夫婦ともに不安定就労・無職など
		健康保険の未加入(無保険な状態)
		医療費の未払い
家族・家庭の状況	生活保護を受給中	生活保護を受給中
		助産制度の利用(予定も含む)
	家族の介護等	妊婦または夫(パートナー)の親など親族の介護等を行っている。
	サポート等の状況	妊婦自身の家族に頼ることができない。(死別、遠方などの場合を除く)
【その他 気になること、心配なこと】		周囲からの支援に対して拒否的
		近隣や地域から孤立している家庭(言葉や習慣の違いなど)

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)
の様子や状況例【乳幼児期】

○このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
○支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である留萌市子育て支援課に連絡をしてください。

		☑欄	様子や状況例		
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠がある。		
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。 大人の顔を伺ったり、接触をさけようとしたりする。		
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。		
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。		
	孤立		友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。		
	気になる行動		担任教諭、保育士等を独占したが、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。		
		保護者への態度		保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおとし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。	
			身なりや衛生状態		からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
		食事の状況			食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
	登園状況等				理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない欠席を繰り返す。
	保護者の様子	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。	
			きょうだいとの差別		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
			心身の状態 (健康状態)		精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
				気になる行動	
		幼稚園、保育所等との関わり		長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。	
家族・家庭の状況			家族間の暴力、不和		夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。
		住居の状態		家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。	
		サポート等の状況		近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	
			【その他 気になること、心配なこと】		

		☑欄	様子や状況例
※ 参 考 事 項	経済的な困窮		保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題		未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の違い(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成		親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴		被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足		知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在		親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産		10代の妊娠、親としての心構えが整う前のお産

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)
の様子や状況例 【学齢期以降】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
○支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である留萌市子育て支援課に連絡をしてください。

		☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。(学齢期に発現する夜尿は要注意)
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさげようとしたりする。
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにかッとなるなど乱暴な言動が見られる。 大人に対して反動的、暴言を吐く。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立		友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動		担任の教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	反社会的な行動(非行)		深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
	保護者への態度		保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおとし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態		からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況		食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
	登園状況等		理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 なにかと理由をつけてなかなか家に帰らなかったり。
保護者の様子	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいとの差別		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態(健康状態)		精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
	幼稚園、保育所等との関わり		長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。
	家族・家庭の状況		夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。 家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。 近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。

【その他 気になること、心配なこと】

		☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮		保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題		未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の違い(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成		親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴		被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足		知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在		親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産		10代の妊娠、親としての心構えが整う前のお産

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

資料4

(児童記録票は、必要に応じて、別に作成する。)

部 長	課 長	係 長	担 当	

子ども虐待相談・通告受付票 (相談・通告受理者)

受付年月日		年 月 日 (曜日)		時 分	
通 告 形 態		電話 ・ 来所 ・ 文書 ・ その他 ()			
被 虐 待 児 童	ふ り が な 氏 名 ・ 性別 ・ 生年月日 ・ 学校等	男	(年 月 日生)		歳
		女	未就学・保・幼・小・中・高(名)		
	男	(年 月 日生)		歳	
		女	未就学・保・幼・小・中・高(名)		
住 所		電 話			
保 護 者	ふ り が な 氏 名 ・ 性別 ・ 生年月日 ・ 学校等	(実・養・継)父		歳	職 業
		年 月 日生			
		(実・養・継)母		歳	
	その他(続柄)	年 月 日生			
年 月 日生					
住居状況		アパート・マンション・借家・一戸建・その他 ()		生保受給	有・無
主な虐待者		(関係 :)			
虐待の状況 ・ 内容		■情報源は ①通告者 ②その他 ()			
		■虐待の種別 (主◎ 従○) ・ 身体的 ・ 性的 ・ ネグレクト ・ 心理的			
		■虐待の頻度 (ほぼ毎日・3日に1回程度・週1回程度・月1回程度)			
		■いつ頃から ()			
		■具体的な虐待の内容			
児童の状況		■現在児童はどこにいるのか ()			
		■現在児童はどのような状況か ()			
		■児童の避難場所はあるのか ()			
家族構成・状況 □…男 ○…女 〈本児〉 ■…男 ●…女		家族構成		①近隣の風評等 ②家庭内での協力者の有無(有・無)	

通 告 者	氏 名			匿名希望の有無（有・無）
	住 所			電話
	関 係	家族 ・ 親戚 ・ 近隣、知人 ・ 学校 ・ 保育所等 ・ 病院 児童委員 ・ 警察署 ・ 市の 課 ・ その他（ ）		
	通告の意図	子どもの 保護 ・ 調査 ・ 相談 ・ その他（ ）		
	通告時の 状 況	■通告者は、①実際に目撃している ②悲鳴や音等を聞いて推測した ③関係者の（ ）から聞いた		
	調査協力	調査協力の意思 有（内容： ） ・ 無		連絡の承諾 （ 諾・否 ）
保護者の了解		■保護者はこの通告を ①承知 ②拒否 ③知らない		
通 告 経 路		（ ）⇒（ ）⇒（ ）⇒（ ）		
児 童 相 談 所 へ の 連 絡 の 有 無 と その 理 由 （有のときは、緊急性・専門性などの理由）		児童相談所への連絡 有 ・ 無		
		【理 由】		
		<記載例> 有の場合…「虐待が繰り返され、そのことを保護者が自覚していない」 無の場合…「保護者が虐待を認めており、市の支援を受け入れる姿勢」		
市としての当 面の調査内容 の概要と 方針・経過など		※通告者・児童・保護者・関係者から聴取した内容を整理して記載 （特に、通告内容と調査結果に相違がある場合には、その旨を記載）		
		<調査結果に基づく当面の処遇方針例>		
		「保護者と定期的に面接」「個別ケース会議を開催して、状況把握」 「学校など関係機関と意見交換」		
処 理 結 果		関係機関との協議結果、個別ケース会議での協議結果などを記載		
今 後 の 対 応		※指導助言（1回～数回の指導で問題が解決すると考えられる場合） 継続指導（継続的な指導が必要と考えられる場合）等の方針を記載		

※ 不明事項については、未記入のままで構わない。

資料5

年度【ケース進行管理台帳】

NO.1

番号	子ども氏名	生年月日 年齢	子どもの 所属	保護者 氏名・住所	相談 受理日	管理記録					備考	
							第1回	第2回	第3回	第4回		第5回
1						会議日						
						主担当機関						
						状況等						
2						会議日						
						主担当機関						
						状況等						
3						会議日						
						主担当機関						
						状況等						
4						会議日						
						主担当機関						
						状況等						

注)備考欄には、「支援の終結事由」「子どもや保護者等への説明内容」「終結年月日」を記載すること。

引用文献・参考文献

- 1 厚生労働省：子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正）
- 2 厚生労働省：市町村児童家庭相談援助指針（平成21年3月31日改正）
- 3 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（令和2年3月改正）
- 4 北海道：子ども虐待対応マニュアル（平成22年3月改正）
- 5 厚生労働省：体罰等によらない子育てのために（令和2年4月）
- 6 札幌市：児童虐待防止ハンドブック（平成31年3月改訂版）
- 7 函館市：児童虐待対応マニュアル（令和2年2月）
- 8 旭川市：児童虐待防止ハンドブック（令和3年6月）
- 9 横浜市：子ども虐待防止ハンドブック（令和4年10月）
- 10 柏崎市：子ども虐待防止・対応マニュアル（平成30年4月）
- 11 東京都：ヤングケアラー支援マニュアル（令和5年3月）

留萌市子ども虐待防止・対応マニュアル

留萌市要保護児童対策地域協議会
(事務局：留萌市教育委員会子育て支援課)

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地
電 話：0164-42-1808
F A X：0164-43-8778
メー ル：kosodate@e-rumoi.jp